

《院生応募論文（2014年度）》

強制収容所研究 —北朝鮮における「管理所」の政治的機能を中心に—

李 恩 元*

A Study of the Concentration Camps : Focused on the Political Function of *Kwanliso* in the Democratic People's Republic of Korea

EUNWON YI

序

2014年2月17日、朝鮮民主主義人民共和国¹の人権に関する国連調査委員会（以下、国連調査委員会）²は、ソウル、東京、ロンドン、ワシントンD.C.での公聴会と240回を超える非公開インタビューなどをもとに、371頁に及ぶ報告書を公表した³。北朝鮮の人権状況が網羅されているこの報告書は、「北朝鮮の政治犯収容所である「管理所」^{クワンリソ}の囚人に対して行われている、言葉で表せないほどの残虐行為は、全体主義国家が20世紀につくり出した強制収容所の恐怖に類似している」⁴と述べている。

人権が国内に留まらず、「国際社会全体にかかわる重要な問題」⁵となった今日、国内の人権状況は国境を越えた普遍的な人権問題として取り上げられている。北朝鮮の人権状況もまた、そうした流れの中で明るみに出された。それに関する情報や研究は、北朝鮮へのアクセスが著しく制限されているにもかかわらず、その数について言えば、決して少なくない。しかしながら、脱北者の証言に基づき、北朝鮮の全体像を推測し分析する研究がその主流を占めている。また人権を主題にする研究の場合は

* 博士後期課程 政治経済学研究科 政治学専攻

1 北朝鮮の正式国名は「朝鮮民主主義人民共和国」であるが、本稿では便宜的に「北朝鮮」と略す。但し、韓国語文献や北朝鮮側の資料及び文献からの引用の場合は、原文のまま「北韓」又は「共和国」と記す。

2 北朝鮮の人権に関する国連調査委員会（Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea）は、2013年3月21日に採択された第22回国連人権理事会における決議 22/13 により設置された。同委員会は1年間の任期で、とりわけ人道に対する罪に相当しかねない人権侵害について全面的なアカウントビリティを確保することを目的としていた。

3 公表された報告書は、国連調査委員会の主な調査結果及び勧告が含まれる報告書（A/HRC/25/63、36頁）と詳細な調査結果が含まれる報告書（A/HRC/25/CRP.1、372頁）の2つである。

4 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *Report of the Detailed Findings of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea*, 7 February 2014, A/HRC/25/CRP.1, para. 842.

5 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988年、9頁。

とりわけ、北朝鮮の人権状況を告発し、その改善を促す「べき論」になりがちであり、それゆえに問題を提起するだけにとどまってしまう傾向さえ見られる。

一方、北朝鮮は、自国の「組織的で広範にわたる人権侵害」について、北朝鮮当局によって統制されている(とみられる)メディアや文献における表現を借りれば、「米国をはじめとする敵対勢力がでっち上げた虚偽とねつ造」であり、「偏見的で信ぴょう性がない」と繰り返し主張している。

このように議論が平行線をたどる中、本稿の目的は、北朝鮮の嘘を暴くことでも、「普遍」を名目にして人権の原理主義を押しつけることでもない。もちろん、北朝鮮の人権状況が「世界を悩ます恥ずべき惨劇」⁶であることを否定するつもりもない。本稿ではむしろ、強制収容所体験者の手記と証言⁷、複数の衛星写真などによって裏付けられている「管理所」を本研究の前提としつつも、北朝鮮当局が称するところの「反党反革命分子」たる者——北朝鮮の公民として認められない北朝鮮の人びとであり、「人民の仇」とも称される——の存在が北朝鮮において「管理所」を不可欠なものにさせる政治的メカニズムを明らかにすることを目的とする。

これを検証するためには、どのような政治的及び社会的な仕組みで、かつ、どのような法的手段により、人間としての一切の権利を剥奪された者たちが生み出され、またそれが如何にして正当化されているかについて考察する必要があると考えられる。これは、過去一世紀の間、北朝鮮の「管理所」のみならず、ナチスドイツの絶滅収容所 (Konzentrationslager: 強制収容所)、ソ連のラーゲリ (Лагерь: キャンプ)、そして今日においては中国のラオガイ (勞改: 労働改造所) などに至るまでの人権の死角が、それなりの正当化の論理を伴いながらもたらされてきたことに関しても言えることであろう。そこで本稿では、北朝鮮における「管理所」の政治的機能を明確にすることにより、超法規的な空間としての強制収容所が示唆するものについても考えたい。

第1章 強制収容所

ナチスドイツとソ連、北朝鮮の強制収容所が全く同じ性質のものであるとは言い難い。しかしながら、これらの形態の収容所が、いずれも特定の政治的なイデオロギーのもと、普通の人びとを好ましくない分子——民族の敵、階級の敵、あるいは人民の敵——に仕立て上げ、彼らを強制収容する空間として用いられてきた点で、一定の共通した特徴を有することは明らかである。したがって本章では、北朝鮮における「管理所」の本質を探るために、既に歴史の一頁となったナチスドイツの絶滅収容所とソ連のグラーク⁸に関する研究を手掛かりにし、「管理所」について検討する。

6 United Nations Human Rights Council, "Statement by Mr. Michael Kirby Chair of the Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea to the 25th Session of the Human Rights Council", 17 March 2014, Geneva, available at <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=14385&LangID=E> (accessed 1 April 2014).

7 これらの文献及び資料に関しては枚挙にいとまがないが、ここにいくつかの文献を記しておきたい。安明哲 (池田菊敏訳) 『北朝鮮絶望収容所: 完全統制区域の阿鼻地獄』KK ベストセラーズ、1997年。姜哲煥、安赫 (池田菊敏訳) 『北朝鮮脱出: 上、下』文春文庫、1994年。

第1節 強制収容所とは何か

強制収容所について論じる際に、多くの研究者が使用する概念は全体主義であろう。だが、本稿ではその概念を用いない。確かに全体主義は、北朝鮮の体制や社会を一言で定義する上では便利な概念である。しかし、強制収容所の存在だけでは、その社会を「全体主義的」とであると断定づける十分条件ではない。それに加え、言葉としての全体主義は、イタリアのファシズム、ドイツのナチズム、ソ連のスターリニズムを表現する反民主主義的な意味合いを含みながら、とりわけ冷戦期においては、西側諸国の価値観を代弁する「反共産主義のスローガン」⁹として大いに用いられた。要するに、全体主義は、ジュゼッペ・ボッファが論じるように、「科学的というよりは政治的」な表現なのである¹⁰。このような全体主義の多義性と濫用もまた、本稿においてこの概念を採用しない一因である。

とはいえ『全体主義の起原』（1951）において、強制収容所を全体主義と関連付けて論じたハンナ・アーレントの考察を軽視するわけにはいかない。アーレントは、強制収容所とは「これまでに実現された最も全体主義的な社会」であり、「全体的支配一般にとつての指針となるべき社会理想」であると論じる¹¹。また、死後の生についてのヨーロッパの三つの観念——冥府（ハデス）、煉獄、地獄——に基づき、強制収容所を三つの型に分類している。すなわち、①ハデスに相当する難民収容所と②「無視と乱脈な強制労働」が行われるソ連の労働収容所（煉獄）、そして③ナチスドイツの絶滅収容所（地獄）である¹²。エンツォ・トラヴェルソが指摘しているように¹³、ここでアーレントは③絶滅収容所について「〔このような〕地獄を形造っているのは、もっぱらナチによってのみ完璧の域にまで仕立て上げられ」るが、難民収容所と労働収容所は「それほどではない」ような記述をしながらも、強制収容所と絶滅収容所とを明確に区分することから避けている。

換言すれば、上記にみられるアーレントの強制収容所に関する分析は、部分的に捉えれば説得力があるものの、全体的に具体性を欠いている。何はともあれ、強制収容所内における異常の程度を比べることは、あまり意味のないことであると考えられる。というのも、アーレント自身が記している通り、「強制収容所における生活に比し得るものは一つもない」¹⁴からである。これは、ただ単にナチスドイツの絶滅収容所だけに限られたことではない。どこの場所の、どの形態の強制収容所であれ、抑留者の収容所の中での体験は、人間の想像力で考えられる領域をはるかに超えて存在する。まさに、社会から完全に隔離された空間としての強制収容所の存在そのものが、収容所を経験したことの無い

8 「グラウグ（GULAG）とはもともと「収容所〔ラーゲリ〕管理総局（Glavnoe Upravlenie Lagerei）の略称だが、それがしだいに集中収容所〔引用者注：原文は concentration camps〕を管理する官庁の名称だけでなく、ソ連の労働システムそれ自体をそのあらゆる形態や多様性——労働収容所、懲罰収容所、刑事囚および政治囚の収容所、女性収容所、児童収容所、中継収容所——をひっくるめてあらわす用語にもなった。」アン・アブルボーム（川上洗訳）『グラウグ ソ連集中収容所の歴史』白水社、2006年、15頁。

9 エンツォ・トラヴェルソ（柱本元彦訳）『全体主義』平凡社、2010年、186頁。

10 ジュゼッペ・ボッファ（坂井信義訳）『スターリン主義とはなにか』大月書店、1983年、84頁。

11 ハンナ・アーレント（大久保和郎、大島かおり訳）『全体主義の起原3：全体主義』みすず書房、2006年、232頁。

12 同上、242頁。

13 前掲『全体主義』、114頁。

14 前掲『全体主義の起原3』、240頁。

人びとに「恐怖の念をかきたて、この恐怖の念を永続させる上で」¹⁵、一つの社会的役割を果たしていたことは言うまでもないことであろう。

このように、強制収容所の第一義的な目的は、世界初の強制収容所をめぐって議論されている、スペインによってキューバに設置された強制収容所（1895）にせよ、ボア戦争中（1899～1902）イギリスが大いに活用した南アフリカの強制収容所にせよ¹⁶、あるいは、ナチスドイツの絶滅収容所やソ連のグラグにせよ、そのいずれも、敵または潜在的な敵を威嚇し、排除することにあった。またそれらは、いずれの場合においても「暴力を実用的に利用する」といった観点からもたらされ、「支配下にある人びとを収容し、制御する手段として」¹⁷、さらに広義に捉えれば、「国民の行動と思想のすべてを統御する」¹⁸道具として用いられた。それは結果として「大規模での強制的かつ無慈悲な市民の再編成」¹⁹（強調引用者）を可能にしたのである。

ここで注目すべきは、「全体的支配への道の決定的な第一歩は人間の法的人格を殺すこと」²⁰にあるとのアーレントの指摘である。法的人格を殺害され、法的に保護されない存在になった人間とは、ジョルジョ・アガンベンが「ホモ・サケル（Homo Sacer、聖なる人間）」と呼んだものと一脈相通ずる。ローマ古法に登場する、法律の適用から外された存在としてのホモ・サケルは、「剥き出しの生」を強られる。この「ホモ・サケル」の「剥き出しの生」は、強制収容所の中にいて自らの権利をすべて放棄させられた人びとの生に等しいと言える。それが今や、生まれながらにして有する前政治的な人権と国民主権とにおけるジレンマから、世界各地で生み出されているのである。このパラドックスについては、既述したアーレントやアガンベンをはじめ、スロヴェニアの哲学者スラヴォイ・ジジェクによっても指摘されている。彼は、「職業や性別、市民権、宗教、民族的アイデンティティから「独立して」私が保持している「普遍的人権」の理想的な対象となるや否や、直ちに人権を奪われる」²¹ことを実際問題として捉えていた。こうした諸問題は、人権の実践面において、諸国家がそれぞれのステレオタイプに基づき人権を都合よく解釈していることを問題視した研究²²からも類推できる。

したがって強制収容所は、「刑事犯ではない市民」²³を敵として社会から隔離させる法治圏外の、かつ人権の理念さえ浸透しえない「例外空間」²⁴である点からして、人道的なアプローチだけでなく、政治的なアプローチが不可欠な今日的事象なのである。

第2節 「^{クワンリソ}管理所」

北朝鮮において「管理所」と呼ばれる場所²⁵は、「政治的な罪を犯した本人及びその家族を収容し

15 E.A. コーエン（清水幾太郎ほか訳）『強制収容所における人間行動』岩波書店、1957年、5頁。

16 前掲『グラグ ソ連集中収容所の歴史』、32頁。ジョルジョ・アガンベン（高桑和巳訳）『ホモ・サケル：主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年、227～8頁。

17 Jonathan Hyslop, "The Invention of the Concentration Camp: Cuba, Southern Africa and the Philippines, 1896-1907," in *South African Historical Journal*, Vol. 63, No. 2, June 2011, p. 273.

18 ブルーノ・ベテルハイム（高尾利数訳）『生き残ること』法政大学出版局、1992年、50～1頁。

19 Jonathan Hyslop, *op.cit.*, p. 273.

20 前掲『全体主義の起原3』、247頁。

21 スラヴォイ・ジジェク（岡崎玲子訳）『人権と国家』集英社、2006年、165頁。

過酷な処罰を科す、社会から隔離された収容所²⁶を意味する。「管理所」は通常、정치범수용소^{ジョンチボンスヨソ}（政治犯収容所）または“Political Prison Camps”と称されることが多いが、既述したように、そこに収容される人びとは政治犯（Political Prisoner）だけではない。したがって本稿では、「管理所」または強制収容所と記すことにする。

国連調査委員会の報告書によれば²⁷、現在、国家安全保衛部第7局²⁸によって統括されている「管理所」は、价川14号管理所、耀徳15号管理所、明澗（化成）16号管理所、清津（輪城）25号管理所の4カ所である²⁹。「管理所」には、これまでに一人も釈放されていないとされる「完全統制区域（終身区域）」と強制労働と政治思想教育による一種の精神改造が行われる「革命化区域」³⁰がある。また、清津25号管理所を除いた「管理所」は保衛部員及び囚人らの住居地域、労働区域、学校、病院のある「村」形態で運営されている³¹。

「管理所」の存在は、1974年3月、国際的な人権NGOであるアムネスティ・インターナショナルが、「朝鮮民主主義人民共和国の敵」として逮捕、拘禁されていたベネズエラの詩人アリ・ラメダ（Ali Lameda）を「良心の囚人」と認定し、その釈放を求めてキャンペーンを行った³³ことから知られはじめた。次いで、1979年に脱北したカン・ヒョンスンと1982年に脱北したキム・ヨンジュンの証言を

22 世界各国は、間違いなく人権規範を普遍的に受け入れているにもかかわらず、その「国際的な人権規範の解釈、監視、調停、裁定、執行、そして実行のための国際的な制度や慣行には反対する」。その理由は、アメリカの国際人権法学者であるルイス・ヘンキンが述べるように、「諸国家は国内の人権状況を、国外の諸基準や審査にゆだねる覚悟はない」との一文に尽きるかもしれない。L. ヘンキン（小川水尾訳、江橋崇監修）『人権の時代』有信堂高文社、1996年、36頁。Johan Karlsson Schaffer, Andreas Follesdal and Geir Ulfstein, "International Human Rights and the Challenge of Legitimacy," in *The Legitimacy of International Human Rights Regimes: Legal, Political and Philosophical Perspectives* (Cambridge: Cambridge University Press, 2014), p. 2.

23 「刑事犯ではない市民」とは、「敵性」グループのメンバーや人種的出自、政治的信条のゆえに社会的に危険あるいは異質と判断された人びとのような特定のタイプの市民」のことである。前掲『グラウグ ソ連集中収容所の歴史』、31～2頁。

24 アガンベンにはさらに、「例外化の純粋空間である収容所は、人道的なものが解決することのできない生政治の範例」とであると論じる。前掲『ホモ・サケル』、185頁。

25 北朝鮮では「管理所」の他にも「完全統制区域」や「閉じられた区域」などと呼ばれており、収容所内部では北朝鮮軍部隊の名称のように「0000部隊」と称していると伝えられている。북한인권정보센터〔北韓人権情報センター〕『북한정치범수용소 실태조사 (강제송환·강제실종 포함)〔北韓政治犯収容所実態調査（強制送還・強制失踪を含む）〕 국가인권위원회〔国家人権委員会〕, 2009년, 29쪽.

26 同上『북한정치범수용소 실태조사〔北韓政治犯収容所実態調査〕』, 28쪽.

27 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op.cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 735.

28 「保衛部の第7局の別名（偽装名）は「農場指導局」と知られていたが、2012年10月にノーフェンスが（北朝鮮の中央機関の幹部であった）金成哲氏（仮名）から得た情報によれば、秘密保持のために名称変更の必要が生じ、2000年頃から「牧場指導局」となったという。] NO FENCE (Association for the abolition of concentration camps in North Korea), "Democratic People's Republic of Korea: Submission to the UN Universal Periodic Review 19th Session of the UPR Working Group of the Human Rights Council," available at http://nofence.jp/report/J_NF-UPR_Submission_130911.pdf (accessed 11 June 2014).

29 朝鮮半島の統一問題を研究する機関「統一研究院」は「現在五つの収容所に少なくとも8万、多くて12万名ほどの政治犯が収容されている」と推定する。북한인권연구원〔北韓人権研究センター〕『북한 정치범수용소〔北韓政治犯収容所〕 통일연구원〔統一研究院〕, 2013년, 21쪽.

30 「革命化区域」の場合、その刑期は数カ月から10年に及んでいる。Amnesty International, *North Korea: Political Prison Camps*, 3 May 2011, ASA 24/001/2011.

31 前掲『북한 정치범수용소〔北韓政治犯収容所〕』, 12쪽.

【表1】「管理所」の概況（筆者作成）

	价川14号管理所	耀徳15号管理所	明澗16号管理所	清津25号管理所
形態	「村」	「村」	「村」	刑務所
面積	150km ²	370km ²	560km ²	980m ²
収容者	本人、家族	本人、家族	家族	本人
収容者数	1万5千～5万	5万	1万5千～2万	5千
「区域」 区分	「完全統制区域」	「革命化区域」 「完全統制区域」	「完全統制区域」	「完全統制区域」 (但し、刑期満了後釈放可)

出典：북한인권정보센터 (2009), 북한인권연구센터 (2013), 北朝鮮の人権に関する国連調査委員会 (2014)³²

きっかけに、「8つの大規模な強制収容所」と「少なくとも10万5千名の政治犯」が存在することが確実視された³⁴。

その後、北朝鮮の慢性的な食糧不足による脱北者数の増加に伴い、脱北者の証言または手記を中心として「管理所」における人権侵害の情報を収集し分析する作業が活発に行われた。それらには、1988年に発表されたミネソタ弁護士会とアジアウォッチによる調査報告書³⁵をはじめ、アムネスティ・インターナショナル、世界キリスト教連帯など³⁶の国際人権 NGO、あるいは、韓国の統一研究院、北韓人権情報センター、北朝鮮人権アメリカ委員会などの研究機関によるものが含まれる。そのなかでも、統一研究院の『北韓 政治犯収容所』³⁷及び北朝鮮人権アメリカ委員会の *The Hidden Gulag*³⁸は、脱北者（主として「管理所」経験者）の証言や衛星写真などをとに「管理所」の実態を詳細に分析している。北韓人権情報センターによる『北韓政治犯収容所実態調査』³⁹はさらに、北朝鮮の刑法体系及びその適用についての検討に加え、ソ連とポーランド、中国の事例を分析し、その非人道性を「管理所」のそれと比較している。

一方、「管理所」を主題にして政治的な分析を行った研究は少ない。小川晴久、ホ・マンホ、オ・ギョ

32 前掲『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯収容所実態調査]』, 31쪽. 前掲『북한 정치범수용소 [北韓政治犯収容所]』, 17쪽. United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 735.

33 Ali Lameda, *A Personal Account of the Experience of a Prisoner of Conscience in the Democratic People's Republic of Korea* (Amnesty International, 1979), ASA 24/002/1979, p.5.

34 Henry Scott Stokes, "North Korea is Said to Hold 105,000 for Ideology," *The New York Times*, 11 April 1982.

35 Richard Kagan, Matthew Oh, and David Weissbrodt, *Human rights in the Democratic People's Republic of Korea* (Minneapolis and Washington D.C.: Minnesota Lawyers International Human Rights Committee and Asia Watch, 1988). 邦訳は、ミネソタ弁護士会国際人権委員会、アジアウォッチ編著（小川晴久、川人博訳）『北朝鮮の人権：世界人権宣言に照らして』連合出版、2004年。

36 Amnesty International, *North Korea: Political Prison Camps*, 3 May 2011, ASA 24/001/2011; *North Korea: New Satellite Images Show Blurring of Political Prison Camp and Villages in North Korea*, 7 March 2013, ASA 24/004/2013; *North Korea: New Satellite Images Show Continued Investment in the Infrastructure of Repression*, 5 December 2013, ASA 24/010/2013. Christian Solidarity Worldwide, *North Korea: A Case to Answer - A Call to Act* (New Malden: CSW, 2007).

37 前掲『북한 정치범수용소 [北韓政治犯収容所]』.

38 David Hawk, *The Hidden Gulag* (Washington DC: Committee for Human Rights in North Korea, 2003) [邦訳：デビッド・ホーク、北朝鮮人権アメリカ委員会（小川晴久、依藤朝子訳）『北朝鮮隠された強制収容所：亡命者・脱北者24人の証言』草思社、2004年]; David Hawk, *The Hidden Gulag Second Edition: The Lives and Voices of "Those Who are Sent to the Mountains"* (Washington DC: Committee for Human Rights in North Korea, 2012).

ソブの研究がそれにあたる。小川とホは、「管理所」の形成過程を政治的かつ歴史的に分析している。小川は「健全な主体思想」⁴⁰が「唯一思想」⁴¹化していく1968年から1973年にかけて今日のような形態の強制収容所が完成されたと論じ⁴²、ホも「管理所」を金日成と金正日による権力闘争と北朝鮮における階級政策の産物として捉えている⁴³。他方、オはより多角的な分析を行っている。オは、「管理所」の機能を①金日成、金正日体制に脅威となる者の排除及び隔離、②体制を維持するための恐怖装置、③強制労働による生産と搾取、④政治犯の革命化の4つの側面から論じている⁴⁴。また、ソ連のグラグとの比較分析も行い、非人間的処遇と暴力、恐怖と不信の蔓延する施設としては共通するものの、「管理所」の方がグラグよりも長期的に運営されており、徹底的に統制されている点で異なっていると指摘している⁴⁵。

これらの研究は、多くの点において示唆に富んだものではあるが、いずれも北朝鮮の非民主性や「管理所」の囚人たちの置かれている極限状態に焦点が当てられており、「管理所」の目的についても概括的な分析にとどまっている。

本稿では先ず、北朝鮮が政治犯収容所及び政治犯の存在を一貫して否定している事実に注目したい。去る2014年5月1日、国連人権理事会により行われた北朝鮮の人権状況に関する第2回普遍的定期審査(Universal Periodic Review、以下UPR⁴⁶)において、リ・キョンフン最高人民会議常任委員会法制部長は「管理所」について次のように答弁している。

我が国には、一部の人が云々する政治犯収容所たるものは存在しません。我が国にも犯罪者はいますし、彼らに対し刑を執行する教化所^{キョフアン}があります。刑法において規定されている罪を犯し、労働教化刑の判決が下された人は人民保安機関の運営する教化所で暮らすこととなります⁴⁷。政治犯収容所に関しては、既に何回にわたりその虚構性を明らかにしてきました。改めて明確にしますが、我が国には政治犯という言葉自体ありませんし、法律的にも実践的にも政治犯収容所と

39 前掲『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯収容所実態調査]』。この文献を再編集し補完したものとして2011年に発表された『北韓政治犯収容所の運営体系と人権実態』がある。

40 小川晴久『北朝鮮 いまだ存在する強制収容所』草恩社、2012年、43頁。

41 金正日によって提示された「党の唯一思想体系確立の10大原則」(1974年2月)は、北朝鮮の「社会主義憲法」よりも優先され、かつ金日成の絶対化を確立したものとして知られている。2013年には、「党の唯一領導体系確立の10大原則」へ39年ぶりに改訂された。

42 前掲『北朝鮮 いまだ存在する強制収容所』、53～9頁。小川晴久『北朝鮮の人権問題にどう向きあうか』大月書店、2014年、68～76頁。

43 허만호 [ホ・マンホ]『북한의 정치, 사회적 변화와 인권: 정치범수용소를 중심으로 [北韓の政治、社会的変化と人権: 政治犯収容所を中心として]』『평화연구』제27집 (대구: 경북대학교 평화문제연구소, 2002년), 30～53쪽.

44 오경섭 [オ・ギョソブ]『북한인권 침해의 구조적 실태에 대한 연구: 정치범수용소를 중심으로 [北韓の人権侵害の構造的実態に関する研究: 政治犯収容所を中心として]』고려대학교대학원 석사학위논문 (未公刊), 2005년, 80～6쪽.

45 同上『북한인권 침해의 구조적 실태에 대한 연구 [北韓の人権侵害の構造的実態に関する研究]』, 128～32쪽.

46 国連人権理事会の創設(2006年)に伴い設けられた、国連全加盟国(193ヶ国)の人権状況を普遍的に審査する制度である。北朝鮮の人権状況に関する第1回目UPRは2009年12月に、第2回目UPRは2014年5月に行われた。

47 『朝鮮民主主義人民共和国刑法』第30条においても、「労働教化刑」は「犯罪者を教化所に入れ、労働させる方法で執行」と規定されている(強調引用者)。

いうものは存在しません⁴⁸。

北朝鮮の唱える異見には、現実とにおける著しい隔たりが存在する一方で、北朝鮮の社会を理解する上で有効な正当化の論理もが含蓄されていることについては、別稿において既に論及した通りである⁴⁹。上記の答弁を単なるレトリックや詭弁であるとして退けるのは、問題の所在と本質を見誤ることになるであろう。しかしながら、北朝鮮の刑法に事実上の政治犯を特定する条項が規定されている事実は看過できない。この政治犯の法的基礎は、北朝鮮において「ホモ・サケル」を生み出し、かつ、彼らを収容する非合法的かつ政治的な空間としての「管理所」を必要不可欠なものにするシステムを作り上げている。この点からして「管理所」は、過去人類が発明した強制収容所のメカニズムを踏襲するものであると言える。

第2章 「管理所」のメカニズム

強制収容所制度を理解し、かつ、そのメカニズムを明らかにすることは決して容易ではない。そしてその一因は、アーレントの言う通り、強制収容所制度における「合理的基準の欠如」⁵⁰にある。すなわち、強制収容所における異常とも言える非人道性から、その制度の妥当性や功利性を導き出すことは困難である、ということであろう。しかし、その一方で、先例となるナチスドイツの絶滅収容所とソ連のグラークについて言えば、前者は反ユダヤ主義に深く根ざしていた人種主義から、後者は恣意的に解釈された社会主義から、強制収容所の囚人らの「選抜基準」を推定できる。やがてこうしたイデオロギーは「大衆の要求を満足させること」⁵¹を建前に法制化⁵²されることになるが、それがナチスドイツにおいてはニュルンベルク法であったし、ソ連においては刑法に定めていた「国事犯罪」⁵³であった。

北朝鮮の場合、上記の二側面をともに有していると考えられる。次節で詳しく論じるが、前者につ

48 “DPRK Review - 19th Session of Universal Periodic Review,” UN Web TV, 1 May 2014, available at <http://webtv.un.org/watch/dprk-review-19th-session-of-universal-periodic-review/3529620665001/#full-text> (accessed 9 May 2014).

49 拙稿「北朝鮮の「人権」論—国際人権に対する異論を中心として—」『政治学研究論集』、第39号、明治大学大学院、2014年、19～39頁。

50 Hannah Arendt, “Social Science Techniques and the Study of Concentration Camps,” in *Jewish Social Studies*, Vol. 12, No. 1, January 1950, p. 51.

51 *Ibid.*, p. 52.

52 北朝鮮の季刊誌『社会科学院学報』では法と政治の関係について次のように論じている。「政治的要求、政治的内容は法化し、義務的な行動規範である法として表現される。政治的利益、政治的課題は法を基本的な手段にして実現される。」しかしながらこれは「法の支配」を導くものではないと考えられる。というのも、「統一研究院」の指摘通り、北朝鮮の強調する「法政治」は「法を尊重する「法治 (rule of law)」ではなく、法を統治手段として利用する「法による支配 (rule by law)」である」からである。최홍락 [チェ・ホンラク] 「법치에 대한 일반적리해 [法治に対する一般的理解]」『사회과학원학보 [社会科学院学報]』 제 1 호, 루계 제62호, 사회과학출판사, 2009년, 28～9 쪽, 북한인권사회연구센터 [北韓人權社會研究センター] 『북한인권백서 2014 [北韓人權白書 2014]』 통일연구원, 2014년, 219～20쪽.

53 ジャック・ロッシ (染谷茂、内村剛介ほか訳) 『ラーゲリ (強制収容所) 註解事典』 恵雅堂出版、1996年、33頁。

いては、北朝鮮側は否定している⁵⁴ものの、長年にわたり運営している⁵⁵とされる「成分制度」から、ナチスドイツの人種主義に類似した北朝鮮の血統主義を確認することができる。一方後者については、北朝鮮の刑法に定められている「反国家及び反民族犯罪」がソ連における「国事犯罪」と等しいものと言える。

第1節 「反党反革命分子」

北朝鮮において政治犯収容所や政治犯が存在しないのは、社会主義国家には、そのイデオロギー上の理由から政治犯という言葉⁵⁶が廃止されているからである。

1948年9月9日、朝鮮半島の北部に建国された北朝鮮は、ソ連と同様にマルクス・レーニン主義に基づいていた⁵⁷。マルクス・レーニン主義によれば、国家とともに政治犯の制度も「消滅」する「運命」にあるため、「社会主義の建設者たることを宣言したボリシェビキ」は、政治犯は存在しない、と主張せざるを得なかった⁵⁸。そこで政治犯に取って代わる用語の必要性から用いられたのが、ソ連においては「反革命分子」または「反ソヴィエト分子」であって⁵⁹、北朝鮮においては「反党反革命分子」なのである。換言すれば、ソ連や北朝鮮ではその政治的イデオロギー上の理由から、アレクサンドル・ソルジェニーツインが記述しているように「〔政治犯〕はすべて単なる刑事犯」⁶⁰(傍点原文)とみなされてきたのである。北朝鮮における「政治犯」を特定する手がかりは、刑法(2009年修正補充)第3章「反国家及び反民族犯罪」の規定から確認できる。

54 国連人権理事会により行われた北朝鮮の第2回UPRにおいてリ・キョンフン最高人民会議常任委員会法制部長は北朝鮮の「社会主義憲法」第65条を言及しながら「人々を社会的に分類して差別するのは決してありえない」と述べ、「我が国の全ての人民の平等な権利は、法律的かつ実質的に保障されている」と答弁した。United Nations Human Rights Council's Working Group on the Universal Periodic Review, "Draft Report of the Working Group on the Universal Periodic Review," 5 May 2014, A/HRC/WG.6/19/L.8, para. 59.

55 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op.cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 271.

56 一般的に政治犯とは「暴力的であるか否かに関係なく、政治的に動機付けられた違反行為のために監禁された者」を指す。Aryeh Neier, "Confining Dissent: The Political Prison," in *The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western Society*, ed. by Norval Morris and David J. Rothman (New York and Oxford: Oxford University Press, 1995), p. 392.

57 現在は「主体思想」と「先軍思想」に取って代わられている。前掲「北朝鮮の「人権」論」、20、25頁。

58 前掲『ラーゲリ(強制収容所)註解事典』、107頁。

59 同上、107頁。前掲『グラーグ ソ連集中収容所の歴史』、138頁。

60 A・ソルジェニーツイン(木村浩訳)『収容所群島：1918—1956 文学的考察』第6巻、新潮社、1977年、576頁。

【表2】北朝鮮の「反国家及び反民族犯罪」（筆者作成）

罪名（第59条～第72条）		最高刑
反 国 家 犯 罪	国家転覆陰謀罪	死刑及び財産没収刑
	テロ罪	死刑及び財産没収刑
	反国家宣伝、煽動罪	5年以上10年以下の労働教化刑
	祖国反逆罪	死刑及び財産没収刑
	間諜罪	10年以上の労働教化刑
	破壊暗害 ⁶¹ 罪	死刑及び財産没収刑
	武装干涉及び対外関係断絶使喚罪	10年以上の労働教化刑
	外国人に対する敵対行為罪	10年以上の労働教化刑
反 民 族 犯 罪	民族反逆罪	死刑及び財産没収刑
	朝鮮民族解放運動弾圧罪	10年以上の労働教化刑
	朝鮮民族敵対罪	10年以上の労働教化刑
反国家及び反民族犯罪に対する隠匿罪		4年以下の労働教化刑
反国家犯罪に対する不申告罪		3年以下の労働教化刑
反国家犯罪に対する放任罪		3年以下の労働教化刑

出典：北朝鮮の刑法⁶²

北朝鮮の学術誌『社会科学院学報』は、刑法が「革命の首脳部に害を与え、社会主義制度に根本的に反対する革命の仇を無慈悲に懲罰する」よう規制されているのは「実に正当」とであると論じている⁶³。このように、北朝鮮では「国家主権と社会主義制度及び法秩序を故意又は過失により侵害した、刑罰を科する程度の危険な行為」を「犯罪」と規定している⁶⁴。これらのことから、北朝鮮における政治的犯罪が反国家的かつ反社会主義的目的で行われる違反行為であり、その行為主体が政治犯——すなわち「反党反革命分子」であることがわかる。

さらに重要なことは、上記の「反国家及び反民族犯罪」という名称が、1974年には「反革命犯罪」、1987年には「反国家犯罪」と改められてきたものの、一般犯罪と「政治的性格を帯びる犯罪」を区分しようとする基本認識は全く変わっていない点にある⁶⁵。こうした側面は「刑事訴訟法」（2006年修正補充）第2条「階級路線の貫徹原則」においても克明に現れている。

国家は、反国家及び反民族犯罪との闘争においては、敵と味方を厳格に選び出し、ごく少数の

61 暗害とは「暗に害を与えるもの又はそのような行為」を指す。우리민족끼리〔わが民族同士〕「朝鮮語大辞典」, available at http://www.uriminzokkiri.com/php_tmp/dic (accessed 10 June 2014).

62 북한법제정보센터〔北韓法制情報センター〕「법률정보〔法律情報〕」, available at <http://world.moleg.go.kr/KP> (accessed 28 May 2014).

63 문순원〔ムン・スンウォン〕「공화국형법은 선군정치실현의 위력한 법적담보〔共和国刑法は先軍政治を実現するための強力な法的担保〕」『사회과학원학보〔社会科学院学報〕』제3호, 루계 제60호, 사회과학출판사, 2008년, 15쪽.

64 「朝鮮民主主義人民共和国刑法」第10条. 북한법제정보센터〔北韓法制情報センター〕「법률정보〔法律情報〕」, available at <http://world.moleg.go.kr/KP> (accessed 28 May 2014).

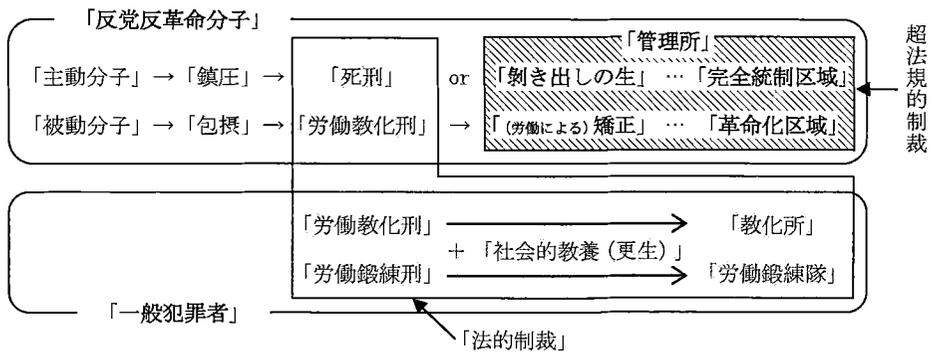
65 김수암〔キム・スアム〕『북한의 형사법제상 형사처리절차와 적용 실태〔北韓の刑事法制上の刑事手続きと適用実態〕』통일연구원, 2005년, 33~5쪽.

主動分子を鎮圧し、かつ、多数の被動分子を包摂し、一般犯罪との闘争においては、社会的教養を中心しながら法的制裁を配合するようにする。(強調引用者)

この「階級路線の貫徹原則」において、「反国家及び反民族犯罪」と「一般犯罪」とにおける扱いは明らかに異なっている。またもう一つの重要な点は、上記の「鎮圧」と「包摂」という表現である。この「鎮圧」と「包摂」は、それぞれが表2に示した二通りの最高刑——「死刑」と「労働教化刑」に、また、「剥き出しの生」を強いられる「完全統制区域」行きの刑と「矯正」の側面をも有する「革命化区域」行きの刑に相応するとも考えられる。さらに「階級路線の貫徹原則」におけるこのような分け方は、一般犯罪者ではない人びと——「反国家及び反民族犯罪」を行った「反党反革命分子」を拘禁する施設としての「管理所」の存在を裏付ける論理を示しているとも言える(図1)。

要するに、「管理所」は、正当な法的手続きを経ずに、ただ単に「社会主義」的な階級の原則による排除だけが徹底的に反映された超法規的な空間なのである。このように「階級路線を堅持し、〔……〕内外の敵対分子の破壊策動から人民主権と社会主義制度を強固に守る」⁶⁶ことにこそ、国家の存在意義があるのである。

この「管理所」が半世紀以上も存続し得たのは、超法規的な社会制度——すなわち、「成分制度」が囚人の「過生産」及び「再生産」を可能にしたためである。「成分制度」とは、北朝鮮の全ての人民を「核心(Core)」、「基本(Basic)」、そして「複雑(Complex)」の3つの階層と51の成分に分類し、住居、職業、教育などの面で差別する⁶⁷「社会主義的階級政策」⁶⁸とも言えるものである。これは北朝鮮内において「土台」と呼ばれ、身分制度のように子々孫々に至るまで世襲される。政治的犯罪を行った者に対しては、本人のみならずその家族もが三世代にわたり連座制を適用され処罰されることが大



【図1】「階級路線の貫徹原則」と「管理所」(筆者作成)

66 「社会主義憲法」第12条。북한법제정보센터〔北韓法制情報センター〕「법률정보〔法律情報〕」, available at <http://world.moleg.go.kr/KP> (accessed 28 May 2014).

67 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op. cit.*, A/HRC/25/CRP.1, paras. 271, 274.

68 북한인권연구센터〔北韓人權研究センター〕『북한인권백서 2011〔北韓人權白書2011〕』 통일연구원, 2011년, 169쪽.

勢の脱北者によって証言されている⁶⁹。このような「土台」に基づく北朝鮮の「血統主義」は、——最高指導者から囚人に至るまで——優生学的に実践されている点で、ナチスドイツの「人種主義」を想起させるものであると言えよう⁷⁰。

第2節 矯正、労働、絶滅

既に「管理所」の存在が国際社会において広く知られ、争点化されている今日では、「管理所」を存続させることで生じる「利点」はほとんどないに等しい。というのも、「管理所」を含む北朝鮮の拘禁施設において行われる著しい人権侵害が国際的に明るみに出されていることに加え⁷¹、「管理所」で活用されている囚人労働も北朝鮮の経済を支えているほどの規模ではないからである。それにもかかわらず、「管理所」は、以前に比べその数及び収容者数は減ってきているものの、依然として維持されている。

それでは、北朝鮮において強制収容所が必要とされているのはなぜだろうか。

考えられる「管理所」の目的は三つである。それはすなわち、「全ての共産主義国の全てのグラウグ型の収容所」⁷²の類似した特徴とも言える「労働を通しての改造」⁷³の観点からすれば、「矯正」と「労働」の目的であろう。そしてもう一つは、ナチスドイツが実行していたものに類似する「絶滅」である。

(1) 矯正

既に示唆したように、強制収容所が存在するという事実は、収容所の外側の人びとに対してはその体制に服従することをより容易にする一種の「教育的」効果をもたらす⁷⁴。しかし、その対象が収容所内の囚人となると、彼らは、体制に従順な人びとにつくり直されるか、社会から永久的に隔離される。さらに、このような強制収容所におけるすべての残虐行為の第一歩が公民権剥奪を伴う超法規的措置にある点はとりわけ重要である。

「朝鮮社会科学院」の『政治用語辞典』によれば、北朝鮮における「公民」とは、「社会主義制度を

69 이금순, 김수암 [イ・クムスン、キム・スアム] 『북한인권 침해 구조 및 개선전략 [北韓の人権侵害の構造と改善戦略]』 통일연구원, 2009년, 78쪽.

70 피에ール·리글로 (Pierre Rigoulot) は、北朝鮮における「出身成分」は「人種的な觀念に接触」し、「いくつかの優生学的な実践も確認されている」と指摘している。피에ール·리글로 「나치·소비에트·北朝鮮의 収容所比較 (99. 3.10 프랑스 지식인 声明)」 『生命と人権』 第14号、北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会、2000年、33～4頁。

71 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の人権問題—その構造と国際社会の動向を中心に」 『政治学研究論集』 明治大学大学院、第37号、2013年、129～48頁。

72 ハリー·ウー 「勞改 (中国) と強制収容所 (北朝鮮)」 『生命と人権』 第14号、北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会、2000年、39頁。

73 同上、39頁。

74 「北韓人権情報センター」が2009年に入国した脱北者322名を対象に行った調査によれば、11.9%が「管理所」を直接目撃したことがあると答え、75%が「管理所」の存在を知っていると答えた。一方、「管理所」を知らないと答えたのは12.8%にすぎなかった。윤여상, 이재은, 한선영 [ユン・ヨサンほか著] 『북한 정치범수용소의 운영체계와 인권실태 [北韓政治犯収容所の運営体系と人権実態]』 북한인권정보센터, 26～7쪽.

支持擁護する18歳以上の男女」であり、「民族反逆者、反革命分子は公民になれない」と定義されている⁷⁵。したがって、「社会主義」国家である北朝鮮において公民ではないということは、「反党反革命分子」または「人民の敵」であること、また、権利享有の主体ではなくなり、法的保護の対象からも外されることを意味する。「完全統制区域」の囚人については、彼らは、公民としての資格を剥奪されることによって、公民としての権利をも失う⁷⁶。だが「革命化区域」の囚人は、入所の際に公民証を「回収」⁷⁷されるが、公民としての資格は維持される⁷⁸。

要するに、一時的な社会的隔離と労働を通じた「矯正」は、北朝鮮社会に再び復帰する機会が与えられている耀徳15号管理所の「革命化区域」においてのみ、遂行されていると言えよう。こうした「矯正」は、主として強制労働による「矯正」を意味するが、その他「生活総和」⁷⁹や「管理所」内の小学校及び中学校（日本の中学校と高等学校に相当）における「政治学習」を通しても行われる。囚人たちは、金日成と金正日の「教え」を「暗唱できるまで」学ばなければならない⁸⁰。

「革命化区域」に収監された場合、一般的に3年の刑期が宣告されていると伝えられており⁸¹、審査結果によって釈放されることもある。但し、「管理所での生活について一切漏洩しないとの誓約書を書かせられ、これに違反すると、再び収監される。」⁸²また、釈放後に受け取った公民証には「朝鮮人民軍警備隊労働者」と記載されているため、北朝鮮の一般住民に「管理所」出身であることが発覚されることはない⁸³。こうした処遇は、「階級路線の貫徹原則」に示されていた「包摂」に基づいたものであると考えられる。

(2) 労働

一方、公民権を永久的に剥奪された「完全統制区域」の囚人たちは、人間というよりも単なる「家畜」またはそれ以下のように扱われる⁸⁴。というのも、もはや彼らは北朝鮮の公民ではないからである。だが、重要なのは、グラークの囚人たちがそうであったように⁸⁵、「完全統制区域」の囚人も「革命

75 조선민주주의인민공화국 사회과학원 [朝鮮民主主義人民共和國 社会科学院] 『정치용어사전 [政治用語辞典]』 사회과학출판사, 1970년, 35쪽.

76 北朝鮮の国籍法は「共和国公民」であることを条件としているため、北朝鮮の公民ではなくなるということは同時に国籍も奪われるということとなる。これは、「世界人権宣言」第15条に定める「国籍をもつ権利」に反する。

77 「公民登録法（2000年修正）」第13条によれば、北朝鮮の公民なら誰もが有する「公民証」は「労働教化刑」以上の刑罰に処される場合には、「出生証」や「平壤市民証」と一緒に「回収」される。

78 前掲『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯收容所実態調査]』, 58쪽.

79 「首領の教示」や「指導者のお言葉」を引用して、自己批判または相互批判すること。통일교육원 교육개발과 [統一教育院 教育開發課] 『2013 북한이해 (2013 北韓理解)』 통일부 통일교육원, 2013년, 235~7쪽.

80 前掲『北朝鮮14号管理所からの脱出』, 23頁。

81 北韓人權情報センターが「管理所」経験者17名に対し面接調査を行った結果、独身で収監された場合、おおよそ3年の刑を言い渡される（裁判なし）が、家族とともに入れられた場合や収監時刑期を知らされていなかった場合は、その刑期は長期化する傾向があると言う。前掲『북한정치범수용소 실태조사 [北韓政治犯收容所実態調査]』, 64~5쪽.

82 前掲『북한인권백서 2014 [北韓人權白書2014]』, 160쪽.

83 前掲『북한 정치범수용소 [北韓政治犯收容所]』, 64쪽.

84 「管理所」の警備隊員であったアン・ミョンチョル（安明哲）は著書『北朝鮮絶望收容所』において次のように告白している。『「……」政治犯たちは人間としての尊厳をことごとく奪われた骨と皮だけの「話す動物」でしかなかったのだ。』前掲『北朝鮮絶望收容所』, 17頁。

化区域」の囚人も「管理所」にいる間は、「労働」か「餓死」かの選択肢しかないことである。（もちろん、「革命化区域」の囚人は「出られる」という希望を抱くこともできるし、生きている限り栄養失調にさらされる期間も短い。）

「管理所」は自ら工場、農場、鉱山、伐木業を運営しており、囚人は全員「1日12時間かそれ以上の強制労働」に服し、「死ぬまで働かされる」⁸⁶。ここでは、最低限の費用で最大限の労働力を引き出すことしか考えられていないため、飢餓や強制労働、その他の暴力行為による死は常に想定内のことである⁸⁷。囚人の死亡に対し、法的責任を負う者がいないことは、改めて論じるまでもない。また「完全統制区域」にも「革命化区域」のように、小学校があり（中学校はない）、「生活総和」も行われるが、それはあくまでも「労働に動員する際の効率性」のゆえんであるため、思想教育や党の方針などに関する政治学習は行われない⁸⁸。すなわち、「完全統制区域」の囚人は、北朝鮮の公民として相応しい者へと「矯正」する価値すらないのである。

しかしながら、グラークが「ソヴィエト経済で中心的な役割を演じるようになっていた」⁸⁹事実と異なり、「管理所」が北朝鮮の経済に好影響を及ぼしていると断定することはできない。「管理所」における囚人労働は、主として管理所長隷下の「管理部」によって組織的かつ体系的に運営されている⁹⁰が、それはあくまでも「管理所」を存続させるために用いられていると考えられる。というのも、「管理所」における労働環境は非生産的であるだけでなく、囚人に十分な食糧を供給し、適切な休憩時間と治療を提供するコストよりも、死んだ囚人の労働力を埋め合わせる人を見つける方が「管理所」の運営においてより「経済的」であると考えられていると推測されるからである。

換言すれば、囚人たちに割り当てられた厳しいノルマは、不十分な衣食住の環境下において死に近い囚人を確実に除去する手段として、また、組織としての「管理所」を維持させる財源を生み出す手段として、機能しているのである。

(3) 絶滅

国際法は、「絶滅させる行為」を「人道に対する犯罪」とみなしている。「国際刑事裁判所に関するローマ規程」⁹¹によれば、「絶滅させる行為」には、「住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生

85 Michael Jakobson, *Origins of the Gulag: The Soviet Prison Camp System 1917-1934* (Lexington, Kentucky: The University Press of Kentucky, 1993), p.143.

86 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op.cit.*, A/HRC/25/CRP.1, paras. 775, 778.

87 *Ibid.*, para. 781.

88 前掲『북한 정치범수용소 [北韓政治犯收容所]』, 41~2 쪽. 前掲『북한인권백서 2014 [北韓人權白書2014]』, 159 쪽.

89 前掲『グラーク ソ連集中収容所の歴史』, 16 頁.

90 「統一研究院」の調べによれば、「管理部」の他にも「政治部」、「国家安全保衛部」、「警備部」などが組織されている。「政治部」は「保衛部員、警備部隊の思想や行動、不正を監視し処罰」し、「国家安全保衛部」は「囚人の思想や行動を監視し、その中でも悪質な者（逃走、殺人、不平分子など）を選び出して処刑し、あるいは、より厳しい強制労働を強いる役割を担っている。」また「警備部」は「管理所内の暴動や騒動の際にこれを武力で鎮圧する任務にあたっている。前掲『북한인권백서 2014 [北韓人權白書2014]』, 158~9 쪽.

活条件を故意に課すること（特に食糧及び薬剤の入手の機会の剥奪）」が含まれる。

しかしながら、「管理所」における死はナチスドイツが計画し実行したような死と、多くの点において異なる。というのも、絶滅の対象である北朝鮮の「敵」の概念はナチスドイツのそれよりも流動的であるし、北朝鮮の強制収容所もまた「敵」の「処分」場所というよりも「使い捨て」の施設として営まれており、その上「管理所」における「絶滅」行為はより長時間にわたり散在的に行われているからである。それにもかかわらず、ここでとりわけ留意すべきは、国連調査委員会が指摘しているように、上のような行為が「時間的または地理的に分散しているとしても」⁹²絶滅行為に該当することである。

アウシュビッツやコルイマの強制収容所がそうであったように、「管理所」にも独自の法律、独自の習慣、独自の道徳が存在する。強制収容所で生き残るためには、そうした環境に「適応」せざるを得ない。すなわち、逃走の禁止や保衛部員への絶対的な服従、囚人同士の相互監視、密告などが「管理所」の全ての囚人が守らなければならない生存条件となる。逃走を試みた者またはその疑いのある者、不審者などに対しては「即決処刑」⁹³が余儀なくされる。このような「管理所」の制度により、人間の自発性は徹底的に抑圧され、アーレントが言うところの法的人格の抹殺が可能になる。そして北朝鮮の強制収容所がまさに「死の領域」⁹⁴と化すのは、上記のような「適応の段階」⁹⁵にある囚人を、強制労働、食糧不足、処刑、拷問、労働災害などが常態化した生活条件の下に留まらせることから生じる。

国連調査委員会は、囚人たちに強いられた生活条件が毎年数千人の死亡の原因となっていることから、「管理所」の実状が国際法上の「絶滅させる行為」に相当するとの見解を示している⁹⁶。

以上の「管理所」の矯正、労働、絶滅の目的が示唆するものは、人間が徹底的に政治の道具とされていることである。それは、逆説的に言えば、国民主権——北朝鮮の場合は人民主権——の一断面を表しているとも言える。こうした側面は、北朝鮮において「国家の法律と社会主義的生活規範」⁹⁷を守らない「反党反革命分子」の公民権を剥奪することにより、北朝鮮の主権者である「勤労人民」⁹⁸をより純粋な金日成－金正日－金正恩主義者にさせることに現れている。

91 1998年に採択、2002年7月1日に発効。外務省「国際刑事裁判所に関するローマ規程」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf>（2014年6月25日アクセス）。

92 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op.cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 1041.

93 *Ibid.*, paras. 757~8.

94 前掲『強制収容所における人間行動』、181頁。

95 コーエン、ベテルハイム、高橋三郎は、強制収容所への「適応」の条件として囚人らの倫理的退行——とりわけ、親衛隊の攻撃的行為の踏襲を指摘しているが、囚人の心理状態や精神分析については本稿の本旨ではないのでこの程度の記述に留める。

96 United Nations Commission of Inquiry on Human Rights in the Democratic People's Republic of Korea, *op.cit.*, A/HRC/25/CRP.1, para. 1043.

結び

強制収容所は、ここ一世紀の間、世界各地で幾度となく作り出されたが、長い間、多くの論者にとっては、——現存する「管理所」までが、——異常な国の特殊な産物として当然視されていた。とりわけ「管理所」は、ソ連のグラーグやナチスドイツの絶滅収容所よりも長期にわたって存続してきた。それは「階級路線」を堅持し、「社会主義」制度を固守するとの政治的目的のために用いられたものであった。こうした観点からすれば、強制収容所は、一方では、人間の排他性と残虐性が限界まで詰め込まれた空間であったが、他方では、国家の主権者たる地位から追放させられた人を「使い捨てる」ための施設であったと言える。すなわち強制収容所は、時間と場所を問わず、常に市民または公民を「再編成」し、それにより国民または人民を「純化」という政治的機能を果たしてきたのである。

このように、国家がある特定の政治的目的のために、人間としての権利を奪うことは、国家が人権侵害から自国民を保護する一義的な責任がある⁹⁹と義務付けられている今日においても依然として続いている。これには、「管理所」の事例が示しているように、自国民を対象にして国民の資格を剥奪して行われる人権侵害もあるが、難民や外国人、無国籍者などの「他者」を対象にした人権侵害も含まれる。こうした事実は、国家による超法規的な人権侵害が強制収容所にとって代わる新しい形で出現することを示唆しているかもしれない。

97 「社会主義憲法」第82条によれば、北朝鮮の公民は、「国家の法律と社会主義的生活規範を守り、朝鮮民主主義人民共和国の公民としての榮譽と尊厳を固守しなければならない。」

98 「社会主義憲法」第4条は次のように規定している。「朝鮮民主主義人民共和国の主権は、労働者、農民、軍人、勤労インテリをはじめ勤労人民にある。」

99 “Rights Up Front,” United Nations, available at <http://www.un.org/sg/rightsupfront/doc/RuFAP-summary-General-Assembly.htm> (accessed 20 June 2014).